

○にかほ市建設工事請負業者選定要綱

平成17年10月1日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を受注しようとする建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体をいう。以下同じ。）の資格を審査し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の対象者)

第2条 資格審査の対象者は、前条に規定する建設業者で国土交通大臣又は県知事に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、経営に関する事項の審査を受けたものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、審査を受けなくとも格付することができるものとする。

(資格審査)

第3条 資格審査は前条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書の写し、等級格付書の写し及び市長が別に定めるものを提出させて行うものとする。

(入札参加資格の制限)

第4条 市長は、前条の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出した建設業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格を与えないことができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者

(2) 審査日の前2年のそれぞれの1年における決算において、完成工事高のないもの

(有資格建設業者の等級格付)

第5条 市長は、前条各号のいずれかに該当する建設業者を除き、国土交通大臣及び県知事の経営審査に基づく格付と同一格付とするものとする。ただし、格付決定後、格付条件に不足を生じたと認められる建設業者については、実状を調査し、その結果により格付を変更することができる。

2 県の審査を受けて格付がなされない者及び第2条ただし書による格付は、別表第1の等級をDとする。

(格付結果の通知)

第6条 市長は、前条の規定による格付を行ったときは、指名競争入札参加資格認定通知(別記様式)によりその結果を通知するものとする。

(格付の有効期間)

第7条 格付は、2年ごとにこれを行い、その有効期間は、格付を決定した翌日から翌々年において改定されるまでとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、随時行うことができるものとする。

(建設業者の選定基準)

第8条 一般競争入札、指名競争入札及び随時契約の場合における建設業者の選定は、格付された建設業者の中から別表第2の左欄に掲げる発注工事の種別に対応するそれぞれ、同表の中欄に掲げる建設工事に係る格付を受けた者でなければならない。

2 一般競争入札、指名競争入札及び随時契約の場合における建設業者の選定は、入札に付する市工事の請負対応額に対応する別表第1の等級別発注標準表の等級に格付された者の中から選定する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に付する市工事の請負対応額に対応する等級に格付された者以外の等級に格付された者のうちから指名することができる。

(1) 災害等により緊急を要する工事

(2) 特別の施設又は技術を要する工事

(3) 関連工事、附帯工事又は補修工事で当該施設を施工した者に請け負わせることが適当と認められるもの

(4) 入札に付する市工事の請負対応額に対応する等級に格付された者の数が極めて少ない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があると認められたとき。

(建設業者の選定の留意事項)

第9条 前条の規定による建設業者の選定に当たっては、次の事項を留意するものとする。

(1) 信用度

(2) 当該工事施工についての技術的適性

- (3) 手持工事の状況
- (4) 当該工事の地理的状況
- (5) 市内に本社又は支店を置く地元事業者の育成
(部(局)指名審査会)

第10条 建設業者の選定等について審議するため、財政課及び関係部局に部(局)指名審査会を置く。

2 部(局)指名審査会は、設計金額が3,000万円以上の市工事について次の事項を審議するものとする。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加させる者の選定並びに随意契約をする者の選定
- (2) 前号に掲げるもののほか、市工事の執行につき必要と認める事項

3 指名審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 企画調整部長及び主管部局長
- (2) 委員 財政課長、主管課長及び会長が指名した者
(課指名審査会)

第11条 建設業者の選定等について審議するため、財政課及び関係各課(教育委員会を含む。)に課指名審査会を置く。

2 課指名審査会は、設計金額が3,000万円未満の市工事について次の事項を審議するものとする。

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に参加させる者の選定並びに随意契約をする者の選定
- (2) 前号に掲げるもののほか、市工事の執行につき必要と認める事項

3 指名審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 財政課長、主管課長(教育委員会課長を含む。)
- (2) 委員 財政課及び主管課の班長及び会長が指名した者
(指名審査調整会議)

第12条 建設業者の選定等について、各課指名審査会の調整を図るため、指名審査調整会議を置く。

2 指名審査調整会議は、設計金額5,000万円以上の市工事及び特に重要な市工事について前条第2項各号に掲げる事項の調整を行うものとする。

3 指名審査調整会議の構成は、次のとおりとする。

(1) 議長 副市長

(2) 委員 総務部長、企画調整部長、建設部長、財政課長及び議長が指名した者
(指名審査会等の会議)

第13条 指名審査会及び指名審査調整会議は、必要に応じその長が招集する。
(指名停止)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を指名審査調整会議の審議を経て当該建設業者に対し、1箇月以上24箇月以内の期間を定めて指名を停止することができる。

(1) 正当の理由がなく、所定の完成期日まで市工事を完成しなかったとき。

(2) 市工事の施工成績及び施工管理が不良で指摘されたとき。

(3) 請負業者の責めに帰する理由により工事現場等において第三者及び工事関係者に死傷者を出す重大な事故を発生させたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、建設業者として不相当であると認められたとき。

(調査等)

第15条 財政課長は、第2条及び第3条に定める事項に関する資料の作成その他審議に必要な調査等を行うものとする。

(庶務)

第16条 指名審査調整会議の庶務は、入札については財政課、随意契約については主管課において行うものとする。

2 指名審査会の庶務は、当該工事を主管する課において行うものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の象潟町建設工事請負業者選定要綱（昭和53年象潟町要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月23日告示第40号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第54号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第25号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日告示第61号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第27号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第39号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第116号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第74号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第60号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第85号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第45号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第8条関係）

等級別発注標準表

等級	工種	一般土木工事	建築一式工事	ほ装工事	給排水暖冷 房衛生設備 工事	電気工事	左記以外 の工事
A		2,000万 円以上	1,000万 円以上	500万円 以上	1,000万 円以上	130万円 以上	金額の区 分なし
B		1,000万	500万円以	130万円	130万円	2,500万	

	円以上2,500万円未満	3,000万円未満	2,500万円未満	1,500万円未満	円未満
C	130万円以上1,500万円未満	1,500万円未満			
D (格付外)	130万円未満	500万円未満	500万円未満	130万円未満	500万円未満

別表第2 (第8条関係)

発注工事の種別と格付工種との対応表

発注工事種別	格付工事	工事の例示
一般土木工事	一般土木工事	
しゅん設工事	一般土木工事	(ただし、しゅん設工事業の許可がある者)
プレストレスコンクリート工事	一般土木工事	
舗装工事	舗装工事	アスファルト、コンクリート、ブロック舗装工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 スノーシェッド工事 貯蔵用タンク設置工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 園路工事 公園設備工事
グラウト工事	一般土木工事	ボーリンググラウト工事
法面処理工事	吹付工事	吹付工事
通信設備工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事
一般塗装工事	一般塗装工事	塗装工事 ライニング工事
路面表示工事	路面表示工事	路面表示工事
建築工事	建築一式工事	
電気設備工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事

給配水暖冷房衛生設備 工事	給配水暖冷房衛 生設備工事	暖冷房設備工事 厨房設備工事 浄化槽工事 給 配水給湯設備工事 管内更生工事 ガス設備工事
水道施設工事	水道施設工事	取水施設工事
機械設備工事	機械器具設置工 事	エレベータ設置工事 集塵機器設置工事 舞台装 置設置工事 遊戯施設設置工事
解体工事	解体工事	解体工事

別記様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

にかほ市長



指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 認 定 通 知

先に審査申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があると認定したので通知します。

記

工 事 種 別	等 級

本資格の有効期限は 年 月 日から 年に改定されるまでとする。

なお、この通知受領後に指名参加願の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに届け出てください。

(受付番号)